

九条兼実の院近臣観

——批判とその変容——

金子秋斗

〔抄録〕

本稿では、院政期・鎌倉初期の摂関である九条兼実と、その弟である慈円に共通して見られる院近臣批判について、特に兼実による近臣批判の変容と、それが慈円の『愚管抄』の政治理念へと展開していく事実に着目し、当該期の摂関家の現状との関連で如何なるものとして位置づけられるかを検討する。

兼実の立場の変化に伴う院近臣批判の変容は、批判が単なる不満から、内乱期以降、近臣の言動を天下の乱れの原因として認識する姿勢となつて表れるようになる。この認識は兼実の実践と失脚を経て弟である慈円の『愚管抄』において、世を直すための重

要な政治理念として表れることとなる。

九条家を取り巻く社会的・政治的現実が変化しているにも関わらず、慈円が兼実と同様に近臣を敵視し、乱れた世を直すための重要な鍵とみなしたことは、兼実亡き後、九条家の補佐の臣としての正統性の面で近臣の存在が重大な問題であると認識されていたことを意味する。

キーワード 九条兼実、『玉葉』、慈円、『愚管抄』、院近臣

はじめに

九条兼実（一一四九～一二〇七）は院政期・鎌倉初期の摂関である。後白河院政や平氏政権、治承・寿永内乱、鎌倉幕府の草創という社会的・政治的転換期を生きた兼実の立場は、従来源頼朝との連携による

摂関就任以前において、院・清盛から信任を得ず不遇であり政局中枢から疎外され、政治情勢に対する影響力は無かつた等と評されてきた^①。しかし、近年兼実個人に関して評価・役割の捉え直しをはかる研究が増えている傾向にある^②。また、兼実の弟である慈円の『愚管抄』についても、通説の見直しが提示されている現状にある^③。今や従来への認

識のみで兼実の立場や思想を評価することはできなくなっている。

筆者もかかる九条家を取り巻く研究動向を踏まえ、旧稿にて兼実弟慈円が『愚管抄』において、九条家の祖である兼実が外戚となることが叶わず、院近臣源通親により排斥させられる等の事実を克服する必要性から、閑院流や村上源氏等の院政期の外戚権威低下を意図していたと論じたことがある。その際の前提として、通親を含む院近臣への批判的姿勢という兼実と慈円の共通認識に言及したが、ここでは共通の認識が見られると指摘するに留まってしまった。

摂関家の人物の院近臣観を考えることは、当該期の院政と摂関家の関係を考える上で重要な視点であると考ええる。そこで本稿では、その兼実と慈円に共通して見られる共通の認識、院近臣への批判について、特に兼実による近臣批判の変容と、それが慈円の『愚管抄』の政治理念へと展開していく事実に着目し、昨今の兼実の再評価の流れを踏まえて、当該期の摂関家の現状との関連で如何なるものとして位置づけられるかを検討する。

かかる問題意識のもと、第一章では近臣への批判の前提として兼実自身は後白河院の治世の下で何を目指していたのか、具体的には治承・寿永内乱期の兼実にとって、乱世における最優先課題は如何なるものであったのかを明らかにする。第二章では、第一章での考察を踏まえて兼実の理想の実現を妨げる存在としての近臣への批判と、その変容を見ていく。特に兼実の認識・立場が平氏政権を期に傍観者から天下安穩を目指す為政者へと変容する事実との関連を指摘したい。第三章では、慈円への影響、特に第二章にて明らかにした兼実の認識が

『愚管抄』巻第七の問答にも重要な問題として現れる事実から、慈円が考える世を直す方法において、兼実が目指した近臣排除が、当該期の九条家にとって重要な政治課題、乱れた世を直すための重要な要素となっていたことを指摘したい。

院近臣に対する認識が兼実個人のものに留まらず、弟である慈円の『愚管抄』等に見られる九条家の正統性の問題と深く関連しながら展開する事実を検討することは、院政期の摂関家の政治観の一面を明らかにすることも繋がり、九条家の思想の展開の一端の解明にも寄与することができると考ええる。

第一章 九条兼実の理想

他者に対して批判を加えるということは、認識や理想について立場の相違が生じている事が前提となる。そこで、近臣への批判の前提として兼実自身の理想について明確にしておく必要がある。ここでは、兼実が後白河院の治世を如何に認識し、さらにはその治世の中で自身を如何なる立場に位置づけようとしたのかを考えてみたい。

先述の通り兼実は源頼朝との連携以前、後白河院や平氏・木曾義仲との接近を避け、政局中枢から外れた立場、傍観者的立場をとってきたとされている。しかし、近年平氏政権下において兼実が果たした役割が見直されつつある。特に平氏政権期に果たした役割については樋口健太郎が、兼実が当時の摂政である甥の近衛基通に作法を教授するだけでなく、事実上の摂関としての役割を期待され、実際にそれを果たしていたことを明らかにされた⁵⁾。

氏の指摘は傍観者のという兼実の通説的イメージを覆すものであり、当該期の政治史における摂関家の国政関与の実態を明らかにした意味で重要である。平氏政権期を画期とする立場の変化は、本稿で扱う兼実の院近臣に対する認識を考えるうえでも重要な問題になってくる。

また、兼実は後白河院と不仲であったことも既に多く指摘されている。後白河院政下において積極的に動いた左大臣藤原経宗とは対照的に、その治世の期間の多くが右大臣としてのものであった兼実は病により出仕を拒否することも少なくなかった。兼実の日記である『玉葉』をみても、院の言動に対して批判的であったことは明らかである。例えば『玉葉』元暦元年（一一八四）七月九日条（以下、史料引用は特に記述のない限り『玉葉』による。割注はへゝで示した。）には、清原頼業が語ったこととして、信西の長男である藤原俊憲が生前に、後白河院を「此君者へ指今之法皇也、偏晋惠帝也、八王之執権、敢不可相違云々、其語如指掌、誠是聖人格言也云々」と、晋の滅亡を招いた暗主である恵帝司馬衷に例え、その晋の滅亡の要因となった八王の乱、つまり院が皇族間・朝廷内の内乱を引き起こす原因となることを予測していたという逸話を特筆している。

兼実の後白河院に対する評価は、信西による「謀叛之臣在傍、一切無覚悟之御心、人雖奉悟之、猶以不覚⁶」という評価と共通して、重用していた臣下の問題にも由来している。この事は後述する兼実の院近臣観にも関連してくる。

しかし、治承三年（一一七九）以降の政治的・社会的状況の変化に伴い、後白河院と兼実は深く関わらざるを得なくなる。特に治承五年

（一一八一）正月、高倉院が崩御、その直後の二月には平清盛もこの世を去り、治承三年政変以降停止されていた後白河院政が復活する。以後、院は兼実に対して度々院宣をもって政情、内乱・災害への対応、平氏都落ち後は三種の神器の帰還工作や新主擁立等の重要案件について意見の奏上を求めている⁷。

治承五年（一一八一）七月十三日条には、左少弁藤原行隆が院の使いと兼実に対して院宣を伝えたことが記されている。内容は、近日衆をなして襲い来る災異や謀叛、天変、怪異について、いかに策を廻らせ災いを消すべきか、その対応に迷う院から兼実に見解を求めるものであった。これに対し兼実の返答は、「先省衆庶之怨、暫可従人望歟」と、まずは衆庶の怨みを省み、しばらくの間は人々の望みに従うべきことや、「被休衆庶愁氣、是其詮也」というように、衆庶の愁いを休めることが最も肝要であり、それが無くては他の徳化も効果をなさないというものであった。以上のように返答した兼実であったが、十五日には、先日行隆に語った内容を「可被銷變異之間之事」の「草案」として一紙に記して奏上し、「祈請与徳化」の必要性を説いている⁸。

申状を送った後の養和元年（一一八一）十月二日に吉田経房によって伝えられた院宣の内容は「天下乱逆於今者及獲麟了、武略難及徳政不可叶、猶可有別御願等歟、可有行幸於太神宮之由思食如何、」と、天下の乱逆について武略も及ばず、徳政も叶わない状況に際し、別に御願を立てるのはどうか、また、伊勢太神宮への行幸や神楽を行う事についてはどう思うか等について兼実に見解を求めるものであった。伊勢行幸や徳政について院の諮問に答えた後、兼実は、（以下、傍線

筆者）

抑世上之為躰、已非直之事也、百千之事全不可叶事要、凡依政之理治致国之安否、仏天之所照神明之所鑒、云国云君、豈棄置哉、今須天下致太平之後、可反政於淳素之由、起自法皇之觀念、可被立潔白之御願也、此外事一切不可答天意歟者、と、政治が正しく治まることよって国の安否を致せば仏も神も国・君を捨て置かないとして、政治を淳素に反すべきことについて院が潔白の御願を立てるべきことを強調した。

ここで注目すべきことは、「今須天下致太平之後」という一文である。この一文が「反政於淳素」ことの前提となっているのである。このことから、ここで兼実が強調する「反政於淳素」には、「天下」の「太平」、世が穏やかに治まっている状態であることが必要不可欠の条件であったことが分かる。

別の申状も見ていきたい。次の記述は、寿永二年（一一八四）六月六日条の記述である。木曾義仲討伐のため、北陸道に遠征していた平維盛を大將軍とする軍が倶利伽羅峠の戦いで大敗したことにより、対策を焦る院からの諮問に対して兼実は、

申云、百千万事不可叶、只天下落居之時、可施徳化之由、法皇起自叡慮、可被立御願也、此外他計一切不可叶者、

とあるように、ここでも同様に「天下落居之時」として、天下が静まった状況を前提として後白河院が徳化を施すべきことを主張している。これらの申状から分かることは、兼実は天下の「太平」・「落居」、つまりところ後白河院の治世における現状の安定化を最優先していること

いうことである。

兼実が後白河院のもと、乱れた天下の安定化を最優先していたことは、彼が養和二年（一一八二）三月に行った如法懺法について記している「其所求之意趣、広為利群生也、殊又為直天下之乱、又為消戰場終命之輩怨靈也」という一文からも明らかであろう。兼実がこの懺法に求めたものは、一切衆生の利益と、乱れた天下を直すこと、更には内乱よって戦場に命を落とした者の怨霊を除くことであり、これらは兼実が予てより申文や奏上において強調・最優先する現状の安定化に他ならない。

そして、兼実はその現状の安定化は後白河院の下で行われるべきであると考えていた。これまで考察してきた『玉葉』の記述において「起自法皇之觀念、可被立潔白之御願也」⁹、「法皇起自叡慮、可被立御願也」¹⁰と、院が自発的に徳政を行うことの御願を立てるべき事を度々薦めている事をみても、その前提である現状の安定化は当然院の下でのものと考えらるべきであろう。寿永二年六月九日の申状の中でも、

於旨趣者、偏在叡慮、但政道之反素、是其肝心也、何必尋上古之風、隨時立法、非聖代之徳猷乎、近則法皇之御宇、末代之中興也、（略）海内令属和平之時、天下可施徳化之由、宣載御願書、被申大神宮歟、凡国家之廃興、在政教之理乱之故也、

とあるように、「法皇之御宇」は「末代之中興」であると考えられる兼実は、ここでも「海内」を「令属和平」とあるように「徳化」を施すことの前提として、天下の安定化を主張する。君主である後白河院の下で、今なすべき第一の事として内乱・天災が続き、政治も乱れてしま

っている現状の安定化を目指したのである。そして、その現実における兼実自身の行動として、議奏・申状により自身の意見を具申することで、院による政治を補佐しようとしていたといえる。

また、兼実は乱れた世における自身の執政は望んでいない旨を度々日記に述懐している事実を踏まえると、天下の安定の早期実現を目指した背景には兼実自身の摂関への早期就任の願望もあつたものと考えられよう。

第二章 院近臣に対する認識

(1) 承安から安元年間

兼実の理想にとつて、院近臣は如何なる存在であつたのだろうか。兼実の反院近臣的姿勢や近臣批判については既に多く指摘されている。しかし、批判が兼実の生涯を通して一貫していたのか、また、その批判の変容について言及したものは少ない。¹¹⁾ 前節でみたように、傍觀者的立場であつた兼実は平氏政権期の摂政の代理としての立場を経て、後白河院政再開後は院の政治を補佐し、理想とする天下の安定化を目指す。かかる兼実自身の立場の変化と近臣批判との関連について考察したいとおもう。

最初に、兼実が傍觀者的立場をとつていたとされる平氏政権以前の院近臣について、鹿ヶ谷事件に関与した近臣である藤原成親への批判を見てみたい。承安二年(一一七二)七月二十一日条に、

此日法皇有御移徙新造三条御所へ別当成親卿造之、一夜儀云々、余依物忌不參、今夜有勸賞事云々、成親卿從二位、丹波重任、越

後重任、遷任国司又追可被仰之云々、五ヶ事之賞未聞事也云々、資賢・兼雅等卿被超越了、兼雅卿權門之人也、今被越之条、世以傾之云々、

という記述がある。成親による後白河院の三条御所新造の賞、つまり從二位昇進、丹波・越後重任の上、他国国司への遷任等の五つの賞が過分である事と、成親が清盛の娘を妻とした花山院兼雅等の「權門之人」を超越してしまつた事に対して「世以傾之」と、世間が非難している事が記されているが、ここには当然兼実自身の成親への非難も含まれている。

元木泰雄は、当時の成親について、平重盛の支援を背景に長きにわたり檢非違使別当として京の警察權を掌握し、大國の知行国主としてその莫大な經濟力を背景に權勢を誇つていたことから、当時の後白河院政の中心ともいふべき人物であつたことを指摘しており、¹²⁾ 經濟力によつて院を支え、成親自身は院の恩恵に浴する存在であつた。この時期既に右大臣でありながら政治中枢から距離を置き、院にも批判的であつた兼実は、かかる院近臣の台頭に対して日記に批判を記すほかなかつた。

成親への批判の翌年、承安三年(一一七三)三月十日条には、成親同様に鹿ヶ谷事件に関与した院近臣の僧西光への批判がみえる。

今日祇候院之入道法師、へ名西光、左衛門尉入道也、故信西乳母子云々、淨妙寺領立堂、令供養云々、上皇渡御、公卿・殿上人・院北面人等、濟々行向云々、可彈指之世也、導師三井寺前大僧正、依院宣被請云々、

西光が淨妙寺領に建立した堂の供養に上皇以下、公卿・殿上人・北面の武士等が揃って行き向った。ここでの兼実の批判は、院近臣の西光が建立した堂の供養に上皇・公卿・殿上人等の人々が揃って参加したという点に対するものであり、兼実からすれば近臣の僧に過ぎない者が造立した塔の供養に院や公卿が揃って参加する必要はないと判断されたのである。西光と院の密接な関係を窺うことができる出来事であると言えよう。

上記の成親・西光についての二つの記事からは、兼実による院近臣への批判が、院との密接な関係を背景とし、家格の秩序を無視したその過分な振る舞いや、昇進によるものに由来していることが読み取れる。

さらに成親・西光関連の記事を見ると、安元三年（一一七七）の五月二十二日条と翌二十三日条の記事において、兼実の批判が見られる。この時期は山門大衆が西光父子への断罪を巡って起こした安元の強訴と鹿ヶ谷事件の中間の時期に位置する、天台座主明雲の配流の決定と、その決定方法が問題となっていた時期であった。二十二日の記事を見てみると、

隆職宿祢告送云、去夜前僧正明雲被配流伊豆国了、上卿別当、右少弁光雅等奉行也云々、可為此議者、素不可被及仗議歟、政道之、後鑿有恥、可憐之世也、無此事濫觴者、

とあり、小槻隆職によって前日の二十一日夜に明雲の伊豆への配流決定が伝達されたい。そのことに対して兼実は「素不可被及仗議歟」と、陣定により決定された公卿の意思が反映されず、配流が決行

されてしまった状況を嘆いている。

そもそも二十日に行われた明雲の罪科をめぐるの仗議には兼実も参加しており、その仗議の様子は田中文英により詳細に分析されている。氏の分析によると、まず右大弁藤原長方が「大衆嗾訴の目的とその政治的性格を冷静にみつめて反国家権力行動とは認めがたいとの判断を示」した。つまり、謀叛とは言い難いという意見がまず出され、続けて「還俗・流罪にも消極的な意見を述べ、九条兼実ら多くの公卿もほぼこの見解に同意」したのである。

還俗・流罪が憚られた背景には、「奉教一乗於公家、奉授菩薩戒於法皇」という、明雲による法皇への菩薩戒の授戒等の、朝廷への仏教的貢献という部分に力点が置かれた¹³。しかし翌日になると、先に見た通り明雲の配流が決定されていた。兼実が陣定での決定が軽んじられている状況を嘆いたのはこのためである。

明雲配流から二日が経った二十三日、山門大衆は明雲奪還のために行動を起こす。

申刻人伝云、前座主下向之間、大衆於勢多辺奪取、登山了云々、凡非言語之所及、偏天魔之所為歟、一宗滅亡時已至、哀而有餘、素被遣東国之条、希異事也、此条宣下之時、官深以傾之云々、職事無覆奏、今有此事、偏招災禍之沙汰也、不能左右、

大衆は、配流先である伊豆国へ向かっていた明雲を奪還し山に戻したが、注目すべきは、「職事無覆奏」ことよって「今有此事」、則ち大衆の明雲奪還という「災禍」を招いてしまったとしている点である。前日二十二日条の仗議軽視への批判の件も含めて考えると、院の独断

による決定を批判しているものと考えられるが、この明雲の配流の決定と、その断行の背景には「法皇第一之近臣¹⁴⁾」であり、山門との騒動においても当事者であった西光等近臣の関与・介入があったことを窺わせよう。

実際、安元三年（一一七七）六月一日条では鹿ヶ谷事件に関して、「被問年来之間所積之凶悪事、并今度配流明雲、及讒邪万人於法皇」とあるように、清盛が西光を禁錮した第二の理由として、邪心をもつて多くの人々を院に讒言したことが挙げられているし、『玉葉』と比較して史料としての信憑性は落ちるが、『百練抄』でも、「明雲罪科事、師光法師讒言之故也¹⁵⁾」とあり、これらの史料からは西光による院への讒言が事実であり、それが清盛を動かした大きな理由であった事が読み取れる。

以上、平氏政権期前の承安から安元年間における兼実の成親や西光への批判を通観してきた。そこには兼実自身の政治中枢からの疎外感故の嫉妬という側面があったことは否定できないが、その批判の根拠は院との密接な関係を背景とした近臣の家格の秩序を無視した振舞いや昇進への不満から生じる批判と、重要な朝政・政治決定に近臣が関与することによる政治の乱れに対するものであったことが分かった。

更にこれらの批判に共通していることは、近臣を批判することにより間接的に後白河院をも批判している事である。兼実にとつては、上記の過分な振る舞いや昇進、近臣の讒言等を受け入れ、容認する君主である院自身も当然批判の対象であった。かかる平氏政権以前における院周辺への批判を見れば、兼実の立場は傍観者的・院には親近しな

い立場であったという諸先学の評価は妥当であるといえよう。

(2) 批判の変容

承安から安元にかけての兼実の近臣への批判は、家格の秩序を無視した過激な行動と、重要な朝政・政務決定に近臣が関与することによって生じる政治の混乱に対するものであったが、治承寿永内乱以降、兼実の院近臣に対する批判にはある変化が見られる。ここでは福原遷都、以仁王挙兵、木曾義仲の入京、安徳天皇を伴つての平氏都落ち等の動乱のなか、具体的に如何なる変化が見られるかを検証していく。第一章にて述べた通り、この時期の兼実は平氏政権期を経て後白河院のもと天下の安定という理想の実現のため奔走していた。

平氏の都落ち後、寿永二年（一一八三）七月に義仲は入京を果たし、平氏追討の命を受ける。兼実が義仲の入京により京の治安が乱れたことを実感していた事は『玉葉』の記述からも明らかである。かかる京の状況も含め、兼実は翌月十二日条において、

大略、天下之躰、如三国史歟、西平氏、東頼朝、中国已無劍璽、
政道偏暴虐与尪弱也、甚似無其憑歟、征伐遅引、院中諸人、懸心
於闕国及庄園等、君又貪着此欲、上下逢境、歡喜無他、不知天下
之亡弊、不顧国家之傾危、如嬰兒、如禽獸、可悲々々、

と、昨今の天下の有り様を嘆いている。この条において注目すべきは、兼実が単に近臣の振舞いに対して批判を加えているのではなく、平氏は天皇を伴つて西走し、東からは頼朝の上洛の噂が絶えず、京中は三種の神器不在という「国家」の危機的状況に則した近臣批判を展開し

ている点である。兼実の批判は、近臣が右の如く国家の危機的状況を顧みないどころか、そのような状況においてもなお自身の利益の追求を優先しているという点に重点が置かれている。単なる過分な振舞いへの批判から、前節でみたように院の政治を補佐し、「天下」・「海内」の「太平」・「落居」・「和平」を実現させる為政者としての立場から近臣を批判する姿勢を強めるのである。

為政者は天下の乱れを正す存在でなければならぬと考える兼実にとっては、近臣の振舞いが内乱をはじめとする天下の乱れと結び付けられて認識されているのである。

当然、批判の変化の背景や要因として、社会・政治状況や批判の対象となつている出来事の相違等が考えられるが¹⁶、前章までの考察を踏まえてここで重視すべきなのは、政変や内乱という社会・政治状況の変化等の外的要因に加え、それに伴う兼実自身の立場・認識の変化である。傍観者の立場でしかなかった存在から、平氏政権期においては摂政としての役割を期待され、兼実自身もその役割を果たしてきた¹⁷。後白河院政再開後も兼実は院を諮問や申状等により補佐する立場となつている。つまり、兼実自身の認識や立場の変化が近臣への批判の變化という形で表れていると言えるのである。

以後、『玉葉』に見える兼実の近臣への批判は右のような観点からなされる傾向が強まってくる。先程検証した寿永二年（一一八三）八月十二日の六日後の十八日条を見てみたい。京では、安徳天皇が平氏の都落ちに同行したことで、三種の神器も同様に平氏の下にあるという状況から、京中の天皇不在という事態への対応や、安徳天皇に代

わる天皇の立王が問題となつている時期でもあった。

凡初度卜筮、被立替一二之条、甚有私事歟、卜筮者不再三、而此立王之沙汰之間、数度有御卜、神定無靈告歟、小人之政、万事不
一決、可悲之世也、

立王に関しては、その候補として高倉院の子である三宮（守貞親王、後の後高倉院）と四宮（尊成親王、後の後鳥羽天皇）が挙がっていた。その両宮をもつて占いをした結果、三宮が吉と出た。しかし義仲側から、「至孝」を以て兵を興し、身を滅ぼした以仁王の孝に報いるため、その子である北陸宮擁立の要請といった介入もあり、再び三宮・四宮・北陸宮の三者で御卜が行われることとなる。結局、御卜では四宮が「最吉」と出たらしい。

義仲は伝えられた御卜の結果に不満を漏らしたようだが、兼実はその結果が最初に吉と出た三宮から、二度目の四宮に替えられた事に対して、複数回行われた占いには効力はないとし、この立王を巡る一件に対して「小人之政、万事不一決」としている。「小人」とは儒教において、君子の対義語であり知識はあるが徳性を欠いた人物のことを言う。兼実は本来徳を備えた君子であるべき院周辺の為政者が、現状では徳の欠ける小人であるということに対して不満を抱いていることが分かる。

時期は少し降り、頼朝に対して東国の支配権を認める所謂、寿永二年（一一八三）十月宣旨が下された件について寿永二年（一一八三）閏十月十三日条をみても、

抑東海・東山・北陸三道之莊園・国領、如本可領知之由也可被宣

下之旨、頼朝申請、仍被下旨之処、北陸道許依恐義仲、不被成其旨、(略)此事隆職不耐審問泰経之処、答云、頼朝ハ雖可恐在遠境、義仲当時在京、当罰有恐、仍雖不当被除北陸了之由令答云々、天子之政豈以如此哉、少人為近臣、天下之乱無可止之期歟、とあり、義仲を恐れて北陸道を頼朝の支配としなかつた院の判断を批判しているが、それは兼実から見れば院が「少人」を「近臣」として重用したことによるものと判断された。

兼実が近臣を「小人」と批判する例は右の条の他にも多く見られる。寿永二年(一一八三)十一月十七日条では、法住寺合戦において義仲を京中において征伐しようとした事について、兼実は「小人」等による献策を疑っている。また、寿永三年(一一八四)正月二十一日条では、義仲滅亡の後、義仲生存中に行われた叙位・除目や、出された詔勅・宣命などは無効にする旨を下すべきことを、兼実は提言している。しかし、そのことも「小人之異見」、近臣の介入により採用されることはなかつたと嘆いている。同二十七日条にも朝方・親信・親宗等の「近習卿相等」の「和讒」を疑い、「小人近君、国家擾、誠哉此言」として、近臣を国家の乱れの原因としている。元暦元年(一一八四)七月二日条には、「院近臣如泰経之小人等」の意見により、後鳥羽天皇の即位式が剣璽無しで行われることが決定したことが記される。摂籙の家に生まれた兼実は、「天子」の政治に「小人」である「近臣」が関与する限り、「天下之乱」が治まる事はないという認識に基づき、明確に近臣を排除すべき対象であると考えに至るのである。¹⁸⁾ また、近臣への批判は「小人」という批判以外の形態でも見られる。

讒言に対する批判は先述の通り、藤原成親や西光などの近臣批判の際にも見られたものであったが、治承四年(一一八〇)十二月三日条においては逆のパターンが見られる。

或人云、去晦日院殿上定、左大弁長方奉宥法皇、可被召返松殿之由再三令申、人々更以不同之云々、長方猶公人也、不諛時勢吐直言、感而有餘、誠是諫諍之臣也、可謂直々々々、

ここからは、兼実が左大弁藤原長方の後白河院への諫言に対して賞賛していることが分かる。このように、兼実の国政観においては、臣下による君主への諫言も重要であった。兼実にとつては、諫言をせず讒言を行う院近臣が政務決定・国政に関与するということは、あるべき君臣関係を乱し、兼実の理想である院の下での天下安穩の実現を妨げる原因であったのである。¹⁹⁾

実際、執政就任後は後白河院近臣勢力との衝突や、近臣の排除を実行したことも明らかになっている。²⁰⁾ 上横手雅敬は、兼実が摂政就任後の建久四年(一一九三)に藤原実教・成経に対して中将の解任を通告したことや、建久六年(一一九五)の坊門信清への謹慎処分等の処置について、院近臣勢力の構成要素の中心的階層であった諸大夫の家への処置が「横暴な」「挑発的な」ものであったことを指摘している。²¹⁾

このように、内乱や後白河院政の再開等の社会・政治状況の変化に伴い、自身の立場や認識がより政治中枢に位置し、重事に与る為政者に変化することで、兼実には院近臣と正面から対峙する必要性が生じた。つまり、兼実は傍観者と評されることの多かつた立場から一転して、平氏政権期においては事実上の摂政としての役割を担うようにな

る。²² かかる立場を前提として、後白河院政再開後においては、内乱や天災が続く中、諮問への回答や議奏によって院の政治を補佐する立場となる。それにより、院の政治に与る為政者としての自覚が強まり、当時の最優先課題として院の下での天下安穩の実現を目指したのである。

しかし、兼実にとって院近臣はその理想を妨げる存在であった。内乱期以降、以前のように院との密接な関係を背景とした近臣の過分な振舞いに対する不満を日記に書き連ねるのみであった姿勢は見られなくなり、兼実は「傾危」している「国家」の政治に与る「思社稷」忠臣としての立場から近臣を「小人」とみなし、批判を加えるようになる。そして、院近臣を排除することを乱れた天下の安定化のため一つの明確な政治的理想とし、自身が執政の座に就いてからは実際にその排除を実行に移していったのである。

第三章 『愚管抄』への影響

（一）社会的・政治的現実

田中文英は、摂関家における反院政派の系譜として、白河院政期の後二条師通・中御門宗忠、鳥羽院政期の藤原忠通・忠実・頼長父子、後白河院政期の藤原伊通・九条兼実の名を挙げている。氏は、これらの摂関家に属する人物の国政観について、「院政を国政から排除してゆく論理構造をもつ」「摂政関白（摂籙之臣）に輔弼された天皇統治のみを正統的な政治体制とみなす国政観」であるとし、彼らは「院政にたいしてかれらの独自の政治的立場と国政観を主張してたえず抵抗

を展開」したとしている。一方で、同時にそれは「あくまで希求すべき政治的理想にとどまった」のであり、その理想も「社会的政治的現実によってきびしく規定」された点にも言及しており、院政期においてその国政観がすでに摂関家の認識として理想化・憧憬化していた現状を指摘している。²³

では、兼実の時代におけるその社会的・政治的現実による規定とは具体的に如何なるものであったのだろうか。ここでは、兼実の認識が形成された当時の社会的・政治的現実と、その規定のもと慈円の政治理念として近臣批判が表れてくる様子、兼実の近臣観の展開について検討したい。

社会的・政治的現実として考えられるものの一つは、前節でも見てきたように、治承以降続く内乱や天災等による天下の乱れである。先述の通り兼実は、社会的・政治的に乱れた天下という現実において、その安定化が何よりも優先されるべき課題であることを強調し続けた。また、それが後白河院の下で達成されるべき政治課題であると主張したことは、兼実が田中文英の指摘の如く、社会的・政治的現実による規定の結果、摂関家において代々理想化・憧憬化し、長らく実現することのなかった摂関家独自の国政観に固執したのではなく、院政という現実の政治形態に適した摂関家の在り方を志向したことを意味する。兼実の段階は摂関政治や律令政治への回帰を志向するものではなかった²⁴のであり、平氏政権期において摂政としての役割を果たしていた事実を踏まえれば、平氏政権期や後白河院政期における社会的・政治的現実²⁵に則した現実的な摂関家の在り方を模索した結果として、当時

の兼実は院を補佐し、天下安穩を目指す立場に至つたとみるべきである。
ろう。

もう一つの社会的・政治的現実には、武士や院近臣勢力の台頭による摂関家の危機意識の高揚である。兼実が執拗に近臣を批判したのは、当時においてその必要性があつたためである。例えば兼実は「於乱代者天子之位撰籙之臣太以無益」と、乱れた世において撰籙臣は無益な存在であると認識し、『愚管抄』には兼実の弟である慈円の認識として、摂関は「世中ニトリテ、三四番ニクダリタル威勢ニテ、キラモナク成ニシ」として、落ち下つてしまつていと記されている。このように同時代の摂関家の自己認識として、自身の属する摂関家の現状に対して強い危機感を抱いていたのである。

その危機意識に伴い、政治的側面においては摂関家が有職故実や儀礼における作法による差別化を志向したことはすでに多く指摘されており、兼実も自家以外の作法に関する目は厳しいものであつた。兼実はかかる志向に加えて、「国家」の「傾危」という状況における近臣の為政者としての不当性を指摘したのである。

さらに弟の慈円は天照大神と天兒屋根命の約諾という神々の権威をもつて摂関家の正統性の主張を展開した。天皇との外戚関係を失つた摂関家が神代の約諾によりその関係の不変性を主張したことから、君主の政治を補佐することを職掌とし、それこそが存在意義でもある摂関家にとって、君主とのつながりが必要不可欠な要素であることを強く物語っている。

摂関家がこれほどまでに近臣の不当性を主張し、天下の乱れの原因

とする必要があつた事実の背景には、院近臣の政治的台頭を要因とする、自家の現状に対する危機意識の影響があつたことは否定できないであろう。

兼実にかかる社会的・政治的現実による規定の結果、天下の安穩という現状の安定化を目指して院の政治の補佐を志向するようになったのである。この方向性は、平氏政権下において摂政としての役割を期待され、実際にそれを果たしていたという事実を前提とし、その流れに位置づけられるものであつたといえよう。

(2) 世を直すための問答

かような社会的・政治的現実による規定のもと、後白河院政において天下の安定化と近臣の排除を目指した兼実の国政に対する認識の影響が、最も体系的な形として表れているのは、慈円の『愚管抄』巻第七の終盤にみえる問答の部分であると思われる。大隅和雄は、「歴史の道理を説き明かし、政治の根本を論じつくした」慈円であつても「そうした主張や論理を容易に受けつけない現実」の前に、最終的に以下の問答を展開したことを指摘されている。²⁶⁾長文であるが、『愚管抄』巻第七の該当部分全文を掲載し、考察していきたい。

貴賤同ク無人シテ、言語スデニ道断侍リヌルニナム。シ、モテマカリテハ、物ノハテニハ問答シタルガ心ハナグサムナリ。
問、サレバ今ハチカラヲヨバズ、カウテ世ニナルマジキカ。
答、分ニハヤスクナホリナム。

問、スデニ世クダリハテタリ。人又ナカン也。アトモナクナルニタルニコソ。

シカルニヤスクナヲリナントハイカニ。

答、分ニハトハサテ申也。一定ヤス／＼トナラルベキ也。

問、ソノナヲランヅルヤウ如何。

答、人ハウセタレド、君ト撰録臣ト御心一ニテ、コノアル人ノ中

ニワロケレドモ、サリトテハ、僧俗ヲカイエリ／＼シテ、ヨ

カラン人ヲ、タゞ鳥羽・白河ノコロノ官ノ数ニメシツカヒテ、

ソノホカラバフツトステラルベキナリ。不中用ノ物ヲマコト

シクステハテ、目ヲダニミセラレズハ、メデタ／＼トシテナ

ヲランズル也。随分ニナルト云ハコレナリ。昔ノゴトクニ

ハ、人ノナケレバ、カナフマジ。エリタダシヲランズル寸法

ノ世コソハワロナガラ、ヨクナヲリタルコノ世ニテアランズ

レ。

問、コノ官ノヲ、サ、人ノヲ、サヲバ、イカニステントテハステ

ラレンズルゾ。

答、スツト云ハ、フツトメシツカハズ。サル者ヤ世ニアラントモ

シロシメサルマジキ也。陽成院世ニヲハシマシテ、ヤウ／＼

ノ悪事セサセ給シカド、モノモイハデ聞イレザリシカバ、寛

平・延喜ノ世メデタクテアリキ。解官停任ニモヲヨブマジ。

タゞステラレヌニテ、「マコトニスステラレタラン人ニハ、ナ

ニモヲヨブマジ。タゞステラレヌニテ、「マコトニスステラレ

タラン人ニハ、ナアイシライソ」ト、エリトラレタラン人ニ、

ヲホセフクメテ、サテ有ベキナリ。

問、ソノステラレ人アマリヲホクシテ、ヨリアイテ謀反ヤヲコシテ大事ニヤナランズラン。

答、武士ヲカクテモタセラハシマシタルハ、ソノレウゾカシ。ス

コシモサル気色イカデカキコエザラン。キコエン時二三人サ

ラン者ヲ遠流セラレナバ、ツヤ／＼サル心ヲオコス人モアル

マジキ也。

問、此義ナリテ侍リ。イミジ／＼。タゞシタレカソノ人ヲバエリ

タランズルゾ。

答、コレコソ大事ナレ。タゞシコレエリテマイラスル人四五人ハ

一定アリヌベシ。ソノ四五人ヨリアイテ、エリトリテマイラ

セタランヲ、君ダニモツヨ／＼トハタラカサデ、ヒシトモチ

弁サセ給ハゞ、ヤス／＼トコノ世ハナヲランズルナリ。

問、解官セジトハイカニ。

答、エリイダサレム人ノ、八座・弁官・識事バカリニナル人候ラ

ントコロコソ要ナレバ、ソレハ解官セラレナランズ。コトモヲ

ロカヤ。ソノホカハセメテ無沙汰ナレト也。僧俗官ノ数ノサ

ダメホドコソ大事ナレド、鳥羽院最中ノ数、未代ヨリヨキホ

ド也。

『愚管抄』のこの問答は、極言すれば、承久の乱直前という状況のなか、慈円が考えた乱れた世を直すための方法である³⁰。乱れた世を直すという問題意識は、先述の通り兼実の問題意識と共通している。

内容をみてみると、まず、何の力も及ばない有り様に対して、世を直す方法はないのか、という問いが提示される。これに対する答えは、ある程度であれば容易く直すことができるというものであった。世が降るに従って、優れた人物もいなくなってしまうた現状に対し、慈円はある程度の修正は容易に行うことが可能であると考えていたことが窺える。

続いて、世を直すことが可能である具体的な理由が問われる。それに対する回答は、傍線部をまとめると、「君ト撰籙臣ト御心一二」して「ヨカラン人」を「鳥羽・白河ノコロノ官ノ数ニメシツカヒ」て、その他の人物は「フツトステラル」ことによって、「不中用ノ物ヲマコトシクステハテ」ることで世を直すことができるというものであった。つまり、君主とそれを補佐する撰籙臣とが心を一つに協力して、相応しき人物を選抜し、それによって選抜された人物を鳥羽・白河の頃のような正しい官の数をもって召しつかい、それ以外の人物は切り捨ててしまうことで、世はある程度までは直すことができるというものである。

これまでの考察を踏まえると、この「フツトステラル」べき「不中用ノ物」とは院近臣、もしくはそれになり得る存在のことであると考えるのが妥当であろう。『愚管抄』において、慈円が院近臣に関して述べている例は、巻第七においていくつかみられる。

世ヲシロシメス君ト撰籙臣トヒシト一ツ御心ニテ、チガフコトノ返く侍マジキヲ、別ニ院ノ近臣ト云物ノ、男女ニツケテイデキヌレバ、ソレガ中ニイテ、イカニモくコノ王臣ノ御中ヲアシク

申ナリ。アハレ俊明卿マデハイミジカリケル人哉。

右の一文は、『愚管抄』巻第七において、院政の展開とともに、天皇と撰籙の臣の間に院近臣という者どもが入り込むことにより、心一つにして、違うことのない君臣の関係が乱れていった過程を示すものである。このことから慈円にとって院近臣は、本来あるべき君臣の関係を悪化させた原因とみなしていることが分かる。

ここで慈円が論じる本来あるべき君臣の関係とは、この時点では社会的・政治的現実による規定を受け、撰関家にとつては理想化・憧憬化しているものである。その社会的・政治的現実も、兼実の生きた世のそれとは異なり、武士という存在との関係で九条家の正統性を模索する段階であった。しかし、慈円の段階に至ってもなお、九条家の視点では院近臣が世を乱す根本であるとみなされていた。

慈円がこれほどまでに院近臣の非を主張し、二神の約諾という神々の権威をもつてまで撰関家の正統性を主張し続けた事実は、院近臣が世を治める「君」と「撰籙臣」との関係が悪化させる存在¹¹世を乱す存在として認識されているためであった。

理想的な君臣関係を乱す院近臣を国政から排除することで、乱れた世が直されると主張する慈円は、「不中用ノ物」を「フツトメシツカハズ」、つまり官に登用することをやめるべきであり、更には解官・停任の処置すら不要だという答えに至る。

慈円がこれほどまでに急進的な近臣排除に固執した背景には、兄兼実が頼朝の協力を得て執政就任後に実際に行った院近臣の排除をもつてしても、世を直すことができなかつたどころか、後白河院の死後、

建久七年に源通親・丹後局らの旧院勢力の反撃にあい、反つて兼実自身の失脚を招くことになるという前例を考慮してのものであると考えられる。つまり、兼実が行った藤原教実・藤原成経への「解官」という処置では効果がなかったという先例に習い、慈円は院近臣・それになり得る「不中用ノ物」そのものを、そもそも登用せず、現職の者に對しては解官・停任すら行わず切り捨ててしまおうという強硬策を主張したのである。

また、兼実は外戚摂関という立場を強く望んでいたが、結局は兼実を失脚に追い込んだ通親によつて外戚の立場も奪われる。兼実の外戚摂関化失敗・近臣による失脚という二つの事實は、九条家を牽引する立場にあつた慈円にとつて、克服しなければならぬ事實として捉えられていた。^①

さて、慈円はその「ステラレ人」が謀叛を起こしてしまつた場合を想定した。続いて、その場合にはどう対処するかを問う。その問いに對する答えは、武士を保持しているのは、そのような事態がおこつてしまつた時に対処するためである、というものであつた。つまり、慈円は院政の展開に伴い台頭してきた院近臣と武士という二つの存在に對し、世を直すために武士の存在は必要であつて、院近臣などは必要がなく、むしろ世を乱す原因として排除すべき存在という振り分けをしたことになる。その背景に九条家の利害や正統性の主張というのが存在していることは言を俟たないが、兼実より引き継がれてきた理想は慈円が『愚管抄』を著した段階においては武士という存在を容認することで初めて実現すると認識されたといえよう。

排除された近臣の謀叛に對処するという意味で武士の必要性を見出した慈円は、続いて近臣を解官しない理由について問う。その問いに對し慈円は、君である天皇・院と撰錄の臣である撰政・関白が協力して選抜した人物が参議・弁官・職事の座にあることが重要であると説く。つまり慈円は、具体的に参議・弁官・職事という、政務決定や行政事務において肝要な官に院近臣勢力が介入することが無くなれば、乱れた世をある程度までは容易に直すことができると考えていた。

兼実が政道の理治が肝要であると考えていたように、慈円は「君」と「撰錄臣」と「武士」とで「不中用」な存在である院近臣が政治中枢に存在し得ない状況を作り出すことで、ある程度問題を解決することができるといふ結論を導き出した。この事は、慈円が「君」として懐成親王、「撰錄臣」として九条道家、「武士」として九条三寅という九条家出身の三者による体制をもつて天下を直す、換言すれば、九条家にしか天下を直すことはできないと宣言していると言つても過言ではない。

この慈円の問答に對し大隅和雄は、問答の「内容の格調の低さに失望する人もあろう」と前置きしつつ、「この自問自答の中に、単なる思想家・歴史学者ではなく、政治の批評家でもなかつた慈円の、現実の苦渋を読み取ることができなかつたならば、私たちは『愚管抄』を読んだことにはならないのではあるまいか」といふ一文で問答の考察を締め括つている。氏の言う慈円の「現実の苦渋」とは、まさに兄兼実が理想とした院のもとで近臣を排除した上での九条家による天下の安定化への道程であつたと言える。執拗な院近臣批判や、上述の問答

からは、院近臣の排除が天下の安定化と補佐の臣としての九条家の正統性を示すための重要な鍵として認識されていたことを強く表している。

おわりに

以上、本稿では九条兼実の立場の変化に伴う院近臣に対する批判の変容について検討してきた。兼実は傍觀者の立場から平氏政権期を経て、後白河院政が再開してからは、天下の安定化という理想のもと、院の政治を補佐していく立場となる。

かかる立場の変化に伴う兼実の院近臣批判の変容は、近臣への批判が単なる不満から、内乱期以降、近臣の言動を天下の乱れの原因として認識する姿勢となつて表れるようになる。その批判は、危機に瀕しているとして認識される撰関家の一員として、自身を院政という現実の政治体制の中に如何に位置づけるかを模索した結果、後白河院の補佐という立場をとつた兼実にとつて、近臣がその理想を乱す存在であると強く認識されたことによるものであつた。

兼実の認識（立場の変化に伴う認識の変化）・批判は、彼が目指す理想的な政治の実現のため、撰関就任後に政策として現実に実践されるが、結果として源通親を中心とする院近臣勢力により失脚する。

しかし、この兼実の認識は実践と失脚を経て弟である慈円の『愚管抄』において、世を直すための重要な政治理念として再び表れることとなる。かかる認識が兼実個人のものに留まらなかつたことの意味、換言すれば、九条家を取り巻く社会的・政治的現実が変化しているに

も関わらず、慈円が兼実と同様に近臣を敵視し、乱れた世を直すための重要な鍵とみなしたことは、慈円には近臣による家祖兼実失脚の克服という明確な意図があり、兼実が近臣によって失脚したという事実は、兼実亡き後、撰関家としての一步を踏み出した九条家の補佐の臣としての正統性の面で重大な問題であると認識されていたことを意味する。

※引用史料の書誌情報は以下の通り。

『玉葉』：『圖書寮叢刊 九条家本 玉葉』（宮内庁書陵部）
『愚管抄』：岡見正雄・赤松俊秀校注 日本古典文学大系『愚管抄』（岩波書店）

〔注〕

- (1) 芳賀幸四郎「九条兼実」(同『芳賀幸四郎歴史論集IV中世文化とその基盤』思文閣出版、一九八一年)(初出は『日本人物史大系第一巻 古代』一九六一年所収)。氏は「傍觀者」と評している。中村宏「平安時代末期における稽古思潮の展開(二)―九条兼実の政治思想(上)―」(『歴史研究』三十、一九六二年)、同「平安時代末期における稽古思潮の展開(二)―九条兼実の政治思想(下)―」(『歴史研究』三二、一九六四年)。氏は「批判者」と評している。多賀宗準「玉葉管見」(同『玉葉索引 藤原兼実の研究』、吉川弘文館、一九九四年)。氏は「靜觀主義」・「野党的」とする。加納重文は「権勢に決定的に対立するのを避ける態度」・「既成の権力のどこにも親近せず生きてきた(生きて来ざるを得なかつた) 事実だけは確か」とする。(同『明月片雲無し 公家日記の世界』(風間書房、二〇〇二年)。また、上横手雅敬は「鎌倉幕府と撰関家」(同『鎌倉時代政治史研究』、吉川弘文館、一九九一年)(初出は林屋辰三郎・藤岡譲二郎編『宇治市史』二一九七四年)にて「法皇や平氏に近付かず孤高を保っていた」と

評している。

- (2) 小原仁編『玉葉』を読む 九条兼実とその時代（勉誠出版、二〇一三年）、森新之介「九条兼実の反淳素思想」（同『摂関院政期思想史研究』、思文閣出版、二〇一三年）、野口実「玉葉」（九条兼実）—東国武士への視線（元木泰雄・松園斉編『日記で読む日本中世史』、ミネルヴァ書房、二〇一一年）、村田真一「玉葉」の八幡神—黄金と宗廟の祭祀言説（同『宇佐八幡神話言説の研究—八幡宇佐宮御託宣集』を読む、法蔵館、二〇一六年）、樋口健太郎「九条兼実貴族がみた『平家物語』の時代」（戎光祥出版、二〇一八年）など。
- (3) 森新之介「慈円『愚管抄』幼学書説—その想定読者に着目して—」（『日本思想史学』第四十七号、二〇一五年）。
- (4) 拙稿「慈円の意図—武者ノ世—における正統性の創出—」（『佛教大学大学院紀要 文学研究科篇』四五、二〇一七年）。
- (5) 樋口健太郎「平氏政権期の摂関と九条兼実」（『紫苑』第十四号、二〇一六年）。兼実に限らず院政期の摂関の国政上の重要性が見直されている中世摂関家研究の現状を踏まえると、院政期の摂関家を単純に没落する存在として扱うことはできない。しかし、本稿では第三章にて述べるように、兼実と慈円は自身の属する摂関家を「無益」、「三四番ニクタリタル」存在として認識している事実にも着目したい。
- (6) 『同』元暦元年三月十六日条。
- (7) 奥田環「後白河院政における「議奏」（『遙かなる中世』九、一九八八年）。氏は内乱期の兼実は「議奏」を通して政局において重要な存在であったことを指摘された。
- (8) 森新之介「九条兼実の徳政思想—祈禱や政策との關聯から—」（『東洋の思想と宗教』第二十九号、二〇一二年）、「九条兼実の反淳素思想」（『摂関院政期思想史研究』、思文閣出版、二〇一三年）。氏は、「祈禱のみが偏重されがちであった当時」において祈禱と徳政の両方を重要と考えた兼実の思想について、「思想全体が先民と福善禍淫によって一貫していた」とし、それによる「反淳素」は「単なる歴史思想ではなく、兼実が主導した諸政策に反映された政治思想」であると、兼実の祈禱と徳政の両立重視の思想を評価している。
- (9) 『玉葉』養和元年十月二日条。
- (10) 『同』寿永二年六月六日条。
- (11) 多賀宗隼「玉葉管見」（注（1）『同』）。氏は『玉葉』の記述内容について、①長寛から寿永②元暦以後の二つの部分に分けることができるとされ、①の時期の記述は朝廷・摂関家・平氏への批判や自身の理想・抱負の表明が目立ち、②の時期については政策・政務に当たり、儀式執行の記事が増えるという変化を指摘された。同時に兼実の立場については①の時期の兼実を野党的立場、②の時期の兼実を被批判者の立場と評している。
- (12) 元木泰雄「平重盛論」隴谷壽・山中章編『平安京とその時代』（思文閣出版、二〇〇九年）・元木泰雄「平清盛と後白河院」（角川書店、二〇一二年）。
- (13) 田中文英「平氏政権の研究」（思文閣出版、一九九四年）。
- (14) 『玉葉』安元三年六月一日条。
- (15) 『百練抄』治承元年六月一日条。
- (16) 中村宏「平安時代末期における稽古思潮の展開（二）—九条兼実の政治思想（上）—」（注（1）『同』）。兼実の政治思想の展開の中で特に大きな位置を占めた兼実の稽古的考え方について論じた氏は、この時期の兼実の稽古的考え方は依拠するところを失って動揺したとする。そして、その動揺に際して兼実は「貞観政要」等から「帝王聖代の事績を学び、現実の政治に役立たせることを考えていたと察せられる」とする。そして、「そこにあらわれた天命的徳政思想をもって、おのれの立場とした」と推察し、兼実の思想の展開における当該期の内乱や政変等の外的要因の大きさに着目している。
- (17) 樋口健太郎「平氏政権期の摂関と九条兼実」（注（5）『同』）。
- (18) 遠城悦子「玉葉」における九条兼実と源頼朝の關係—「親善派兼実」の再検討—（『法政史学』四十二、一九九〇年）。氏は、「小人」を「政務に無能な人物」と解釈している。しかし森新之介が指摘するように、兼実の徳政思想は民の憂いを散ずることが最優先（「先

民」とされる。近臣への批判も、単に政務能力に対する批判というより、徳治の観点からなされたものとみるべきであろう。

また、兼実が漢籍を重視していたことは、中村宏「平安時代末期における稽古思潮の展開(二)―九条兼実の政治思想(上)―」、同「平安時代末期における稽古思潮の展開(二)―九条兼実の政治思想(下)―」(注(1))、『同』、佐藤道生「九条兼実の読書生活―『素書』と『和漢朗詠集』小原仁編『玉葉』を読む九条兼実とその時代』(勉誠出版、二〇一三年)によって明らかにされている。佐藤は、兼実が安元元年(一一七五)に『貞観政要』を藤原長光から教授され、治承四年(一一八〇)の段階で清原頼業に訓点を加えて提出させていることや、治承五年(一一八一)には『諫言抄』という「漢籍から諫言の類を抜き出したと思われる」書物を藤原光盛に提出させていることから、兼実の読書生活について「明経道重視の姿勢を見て取る」と指摘された。一方で、その読書から「彼がどのような感懐を抱いたのかといった点については、残念ながら具体的な記述がほとんど見られない」と言及するに留まっている。これに対し、森新之介「虞世南『帝王略論』の聖人窮機論と九条兼実」(『和漢比較文学』五九、二〇一七年)では、具体的な例として、兼実が虞世南の『帝王略論』から「特殊な聖人窮機論」を取り込んでいたことが指摘されている。

(19) 遠城悦子「『玉葉』における九条兼実と源頼朝の関係―『親幕派兼実』の再検討―」(注(18))、『同』。氏は、通説とされてきた専制君主後白河院対兼実という構図に異を唱え、兼実が批判しているのは後白河院ではなく院近臣であることを指摘された。

森新之介「九条兼実の反淳素思想」(注(1))、『同』。氏は、院近臣による「言路不通」という状況が、後に兼実が「言路洞開」の方法として発案する意見封事の実施に影響していくことを指摘されている。

(20) 金沢正大「関白九条兼実の公卿減員政策―建久七年政変への道―」(『政治経済史学』二二六、一九八五年)。

(21) 上横手雅敬『権力と仏教の中世史 文化と政治的状况』(法蔵館、二

〇〇九)。

(22) 樋口健太郎「平氏政権期の摂関と九条兼実」(注(5))、『同』。

(23) 『玉葉』治承四年九月大三日条。

(24) 田中文英「院政期貴族の帝王観」(同「院政とその時代」、思文閣出版、二〇〇三)(初出は『赤松俊秀教授退官記念 国史論集』(赤松俊秀教授退官記念事業会、一九七二年))。

(25) 注(24)、『同』。

(26) 樋口健太郎「平氏政権期の摂関と九条兼実」(注(5))、『同』。

(27) 『玉葉』治承三年十一月六日条。

(28) 『愚管抄』巻第七。

(29) 大隅和雄『愚管抄を読む』(講談社、一九九九)。

(30) 山本一「『もの果て』の問答―『愚管抄』の〈結論〉」(院政期文化研究会編『院政期文化論集―権力と文化』(森話社、二〇〇一年)。氏はこの問答を「政変計画」と捉えている。

(31) 注(4)、『同』。

(32) 注(29)、『同』。

(かねこ しゅうと 文学研究科歴史学専攻博士後期課程)

(指導教員…今堀 太逸 教授)

二〇一七年九月二十九日受理